通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送について（解説）

通譯案内士等觀光業務與相關交通運送之說明

※灰底的翻譯內容，依日本觀光廳日文資料翻譯成繁體中文，供理解內容使用。實際內容依日本政府公布之原文為準

国土交通省
観光庁
Japan Tourism Agency　Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

許可又は登録を要しない運送について

關於不需要許可或登錄的交通運送

国土交通省 観光庁

○自家用車(白ナンバー)を使った運送行為は法令により国の「許可又は登録」が必要な場面がある

○「許可又は登録」が必要にも関わらずに有償による運送行為を行うと法令により罰せられる場合がある

○「許可又は登録」を要しない運送行為の具体例の一つが**「通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送」**

（詳細は次ページ）

○ 使用自家用車（白牌車）進行運送時，依法律規定，在某些情況下必須取得國家的「許可或登錄」。
○ 在依法需要「許可或登錄」的情況下，若未取得相關許可或登錄而進行有償運送，可能會依法律受到處罰。
○ 不需要「許可或登錄」的運送行為之具體例之一，就是「通譯案內士等觀光導覽業務與相關交通運送」。
（詳細內容請參閱下一頁）

道路運送法による 依《道路運送法》規範

自家用有償旅客運送（法78条2号登録）
交通空白地・福祉有償運送（いわゆる公共ライドシェア）

自家用有償旅客運送（第78條第2款：登錄）交通空白地區、福祉有償運送（即所謂公共共乘服務）

自家用自動車による有償運送（法78条3号許可）
スクールバス・自家用車活用事業（いわゆる日本版ライドシェア）

自家用汽車有償運送（第78條第3款：許可）校車、自家用車活用事業（即所謂日本版共乘服務）

違法

白タク
白バス

白牌計程車
白牌巴士

道路運送法によらない 不屬於《道路運送法》規範

許可又は登録を要しない運送態様
無償、ガソリン代等の実費のみ、生業の範疇、運転役務の提供

【具体例】
通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送

不需要許可或登錄的運送型態　無償、僅收取汽油費等實際支出、營業範圍內附帶提供的運送服務等。

【具體例】
通譯案內士等觀光導覽業務與相關交通運送

通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送

国土交通省 観光庁

許可又は登録が「不要」な場合

不需要許可或登錄的情況

○国・地方公共団体及び公益社団法人日本観光振興協会並びに公的機関が認定・付与する資格を有する観光ガイドが、ガイドのために人を運送する場合で、運送に特定した反対給付がない場合

○ 由國家、地方公共團體、公益社團法人日本觀光振興協會，以及公家機關所認定或授予資格的觀光導遊，為了提供導覽服務而運送旅客，且沒有針對「運送」本身收取特定對價的情況。

○運送に特定した反対給付がない場合とは
提供されるメインのサービスが有償であっても、当該サービスの利用者へ付随的に提供される運送について、送迎利用の有無にかかわらず利用料に差異がない場合

所謂「沒有針對運送收取特定對價」：即使主要提供的服務本身為有償服務，只要對該服務使用者附帶提供的運送，不論其是否實際使用接送服務，所支付的服務費用都沒有差異，即屬此情況。(導遊費用，不會因是否有運送增減)



通訳案内



許可又は登録が「必要」な場合

需要許可或登錄的情況

○観光ガイドと称していても、提供されるサービスの実態が、当該地域に関する専門的な知識や高度な語学力等に基づくガイドの提供ではなく、単に目的地への運送のみである場合

○ 即使名義上稱為「觀光導遊」，但實際提供的服務並非基於對該地區的專業知識、高度語言能力等所提供的導覽服務，而僅僅只是將旅客運送至目的地的情況。

出所：道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて

出處：《關於道路運送法中不需要許可或登錄之運送相關指引》